

令和7年10月14日 制定

令和7年11月17日 改訂

令和8年6月3日 改訂

## 豊見城市内の保育所等における災害時の臨時休園判断基準

### 1 本基準の目的及び活用方法

本基準は、豊見城市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）において、大雨、台風、高潮、津波、地震の自然災害が発生した場合や、自然災害の発生が予測される場合（以下、「災害時」という。）に園児や保護者、職員の生命と安全を守るために、臨時休園の判断について一定の基準を示したものです。災害時の規模や各施設の立地条件等によって被害状況も異なることから、各施設で作成済の災害に応じた災害時対応マニュアル等も参照にしながら、災害時の逼迫度などに応じて柔軟に対応できるものとします。災害によっては、本基準により難しい状況になることも考えられます。その場合においては、園児・保護者・職員の安全確保を最優先に考えて、保育所等の災害時対応マニュアルに基づき、施設長において対応を判断してください。

### 2 対象施設

豊見城市内認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所

### 3 基本的な対応方針

保育所等は、保護者が就労などにより家庭で保育できない児童を保育することを目的としております。災害時においても、特にエッセンシャルワーカーや災害対策・災害復旧等に関する業務に従事する保護者の児童については、保育の提供が求められます。

そのため、園児の生命と安全確保を最優先としたうえで、施設及び施設周辺の安全が確認でき、かつ、園児を受け入れるための適切な職員体制を確保できる場合において、可能な限り開園することを原則とします。

この原則を遂行するため、各施設は、災害時における職員の役割分担の明確化、安全な保育環境の確保、必要十分な備蓄等の準備を徹底するとともに、通常の保育の質が著しく損なわれないよう努めてください。

以上も踏まえながら、(1)～(4)において、基本的な対応方針を示します。

- (1) 施設長は、各施設の災害に応じた災害時対応マニュアル等を適宜修正し、避難場所・避難行動の確認を行い、災害に備えてください。
- (2) 災害時には園児・保護者・職員の安全確保を第一とし、本基準に関わらず、安全が確保できないと判断した場合は、施設長において臨時的に休園することができます。

- (3) 園児のお迎えについては、施設周辺の道路状況等の安全及び保護者の安全が確認できた場合、お迎え時間等について、施設職員から保護者に連絡します。具体的な引き渡し方法については、保育所等で作成する災害時対応マニュアル等に記載し、事前に保護者へ周知し、共有を図ってください。その際には、通信手段の途絶も想定し、複数の連絡方法（電話、メール、LINE、一斉配信システム、SNS、地域防災無線など）を明確にしておくことが重要です。ただし、災害時であるため、保護者自身が危険にさらされることが想定される場合もあります。（例：大雨等で水かさが増した場合やその恐れがある場合、地震発生の際に周辺道路分断・がけ崩れなどが起こる恐れがある場合、台風時の強風による飛来物や道路冠水などが想定される場合等）その場合は、施設周辺の道路状況等の安全及び保護者の安全が確認出来ないため、施設長がお迎えの依頼をすることは適切ではありません。危険が想定される場合は、無理な呼び出しは避けてください。
- (4) 臨時休園の判断基準は、豊見城市が発令する避難情報及び気象庁が発表する警報・注意報気象情報等を基準とします。

## 新しい防災気象情報

	河川氾濫 <small>1級河川などの大河川の氾濫</small>	大雨 <small>低地の浸水や大河川以外の氾濫</small>	土砂災害 <small>急傾斜地のがけ崩れや土石流</small>	高潮 <small>海水面の上昇や波の打上げによる浸水</small>
警戒レベル <b>5相当</b>	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル <b>4相当</b>	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル <b>3相当</b>	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル <b>2</b>	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル <b>1</b>	早期注意情報			

気象庁HP「新たな防災気象情報について(令和8年～)」をもとに日本気象協会が作成

日本気象協会 

判断基準は豊見城市が発令する「避難情報」に基づきます。

#### 4 大雨時の臨時休園基準について

事前に、沖縄県地図情報システム (<http://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/Portal>) で、施設の所在する地域が、知事が指定した「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」、  
「洪水浸水想定区域」に該当するか確認してください。

臨時休園の基準表※

気象情報	土砂災害に関するもの 【気象庁が発表する防災気象情報】 レベル5 土砂災害特別警報 レベル4 土砂災害危険警報 レベル3 土砂災害警報	水害に関するもの 【気象庁が発表する防災気象情報】 レベル5 大雨特別警報 レベル5 高潮特別警報 レベル4 大雨危険警報 レベル4 高潮危険警報 レベル3 大雨警報 レベル3 高潮警報
区域		
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	開園前：高齢者等避難以上発令の場合は臨時休園とします。 保育時間中：高齢者等避難以上発令かつ警報発表後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼します。ただし、保護者自身が危険にさらされることが想定される場合は、雨が落ち着くタイミング等でのお迎え依頼を検討します。	開園前：安全に留意しながら開園します。ただし施設所在地域に高齢者等避難以上発令の場合は臨時休園とします。 保育時間中：警報発表後は、防災気象情報等の情報収集に努め、安全に留意しながら、保育を継続します。ただし施設所在地域に高齢者等避難以上発令の場合は臨時休園とし、保護者へのお迎えを依頼します。保護者自身が危険にさらされることが想定される場合は、雨が落ち着くタイミング等でのお迎え依頼を検討します。
洪水浸水想定区域	開園前：安全に留意しながら開園します。 保育時間中：警報発表後は、防災気象情報等の情報収集に努め、安全に留意しながら、保育を継続します。	開園前：高齢者等避難以上発令の場合は臨時休園とします。 保育時間中：高齢者等避難以上発令の場合は臨時休園とし、保護者へのお迎えを依頼します。ただし、保護者自身が危険にさらされることが想定される場合は、雨が落ち着くタイミング等でのお迎え依頼を検討します。
区域外	開園前：安全に留意しながら開園します。 保育時間中：警報発表後は、防災気象情報等の情報収集に努め、安全に留意しながら、保育を継続します。	開園前：安全に留意しながら開園します。ただし施設所在地域に高齢者等避難以上発令の場合は臨時休園とします。 保育時間中：警報発表後は、防災気象情報等の情報収集に努め、安全に留意しながら、保育を継続します。ただし施設所在地域に高齢者等避難以上発令の場合は臨時休園とし、保護者へのお迎えを依頼します。保護者自身が危険にさらされることが想定される場合は、雨が落ち着くタイミング等でのお迎え依頼を検討します。

※開園・保育を継続するという場合でも、施設長において、危険と判断した際は休園措置を行うことが出来ます。休園措置を行うと判断した場合は、事前・事後において対外的に説明が可能となるように判断の根拠を用意するよう努めてください。

## 5 台風時の臨時休園の基準について

### 臨時休園の基準

気象庁から暴風警報以上が発表された場合

ただし、暴風警報解除後も、施設及び周辺の安全確認、公共交通機関の運行状況等を踏まえ、施設長が安全性を確認した上で開園を判断してください。

## 6 高潮時の臨時休園の基準について

事前に、沖縄県地図情報システム (<http://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/Portal>) で、施設の所在する地域が、知事が指定した「高潮浸水予想区域」に該当するか確認してください。高潮災害は台風時に発生することが考えられることから、5 台風時の臨時休園の基準についてもご参照ください。

### 臨時休園の基準表※

区域	気象情報	
	レベル5 高潮特別警報 レベル4 高潮危険警報 レベル3 高潮警報	
	開園前	保育時間中
高潮浸水予想区域	高齢者等避難以上発令の場合は臨時休園となります。開園については、高齢者等避難解除かつ周辺状況等の安全が確認出来た後とします。	高齢者等避難以上発令の場合は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼します。ただし、保護者自身が危険にさらされることが想定される場合は、風雨が落ち着くタイミング等でのお迎え依頼を検討します。
区域外	安全に留意しながら開園します。	警報等発表後は、防災気象情報等の情報収集に努め、安全に留意しながら、保育を継続します。

※開園・保育を継続するという場合でも、施設長において、危険と判断した際は休園措置を行うことが出来ます。休園措置を行うと判断した場合は、事前・事後において対外的に説明が可能となるように判断の根拠を用意するよう努めてください。

## 7 津波時の臨時休園基準について※2

事前に、沖縄県地図情報システムで、施設の所在する地域が、知事が指定した「津波災害警戒区域」に該当するか確認してください。

### ●津波注意報

	開園前	保育時間中
津波災害警戒区域※1	安全に留意しながら、開園します。	安全に留意しながら、保育を継続します。
区域外		

※1 津波注意報が発表された場合は、海や海岸線にいる人を対象に避難指示を発令します。居住区域からの避難は不要ですので、施設内で安全確保を行い、テレビなどで情報を入手しながら落ち着いて行動してください。

### ●津波警報

	開園前	保育時間中
津波災害警戒区域	臨時休園となります。開園については、津波警報解除かつ周辺状況等の安全が確認出来た後とします。	直ちに避難行動をとり、安全確保の状態を継続します。再開については、津波警報解除かつ周辺状況等の安全が確認出来た後とします。
区域外	安全に留意しながら、開園します。	安全に留意しながら、保育を継続します。

### ●大津波警報

	開園前	保育時間中
津波災害警戒区域	臨時休園となります。開園については、津波警報解除かつ周辺状況等の安全が確認出来た後とします。	直ちに避難行動をとり、安全確保の状態を継続します。再開については、津波警報解除かつ周辺状況等の安全が確認出来た後とします。
区域外	臨時休園となります。開園については、津波警報解除かつ周辺状況等の安全が確認出来た後とします。	直ちに避難行動をとり、安全確保の状態を継続します。再開については、津波警報解除かつ周辺状況等の安全が確認出来た後とします。

※2 開園・保育を継続するという場合でも、施設長において、危険と判断した際は休園措置を行うことが出来ます。休園措置を行うと判断した場合は、事前・事後において対外的に説明が可能となるように判断の根拠を用意するよう努めてください。

## 8 地震時の臨時休園基準について※

	開園前	保育時間中
豊見城市内で震度 5 強以上を観測	臨時休園とします。	直ちに避難行動をとり、安全確保の状態を継続します。

※開園・保育を継続するという場合でも、施設長において、危険と判断した場合は、ためらわず避難行動をとり、安全確保の状態を継続し、休園措置を行うことも出来ます。その場合は、事前・事後において対外的に説明が可能となるように判断の根拠を用意するよう努めてください。

## 9 開園・再開の基準

警報等の発表や災害の発生により臨時休園した場合は、次の基準に基づき速やかに保育を再開してください。臨時休園とした当日も、園児の受け入れ態勢を整えて、可能な限り保育の提供に努めてください。また、再開にあたっては、本基準の4～8までの各災害時の臨時休園基準もご参照ください。

大雨の場合	施設所在地の高齢者等避難以上が解除（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域、区域外）され、施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園・再開してください。
台風の場合	暴風警報が解除した場合。ただし、台風時には接近前後に大雨が降ることも考えられ、大雨に伴う各警戒レベル発令も想定されます。その場合は「4 大雨時の臨時休園基準について」も含めて判断を行います。また高潮災害も想定されますので、沖縄県地図情報システムで、高潮浸水予測図を確認し、高潮災害にも備えてください。
高潮の場合	施設所在地の高齢者等避難以上が解除（高潮浸水予想区域）され、施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園・再開してください。高潮災害は台風時に発生することが考えられることから、5 台風時の臨時休園の基準もご参照ください。
津波の場合	「6 津波時の臨時休園基準について」を参照。開園・再開の基準に合致する場合は、施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保を行ってください。
地震の場合	震度5強以上の揺れが治まった場合。ただし、地震発生の際は、地震に伴う津波の発生も想定されます。その場合は「6 津波時の臨時休園基準について」も含めて判断を行います。施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園・再開してください。

## 10 避難状況及び被害状況等の共有について

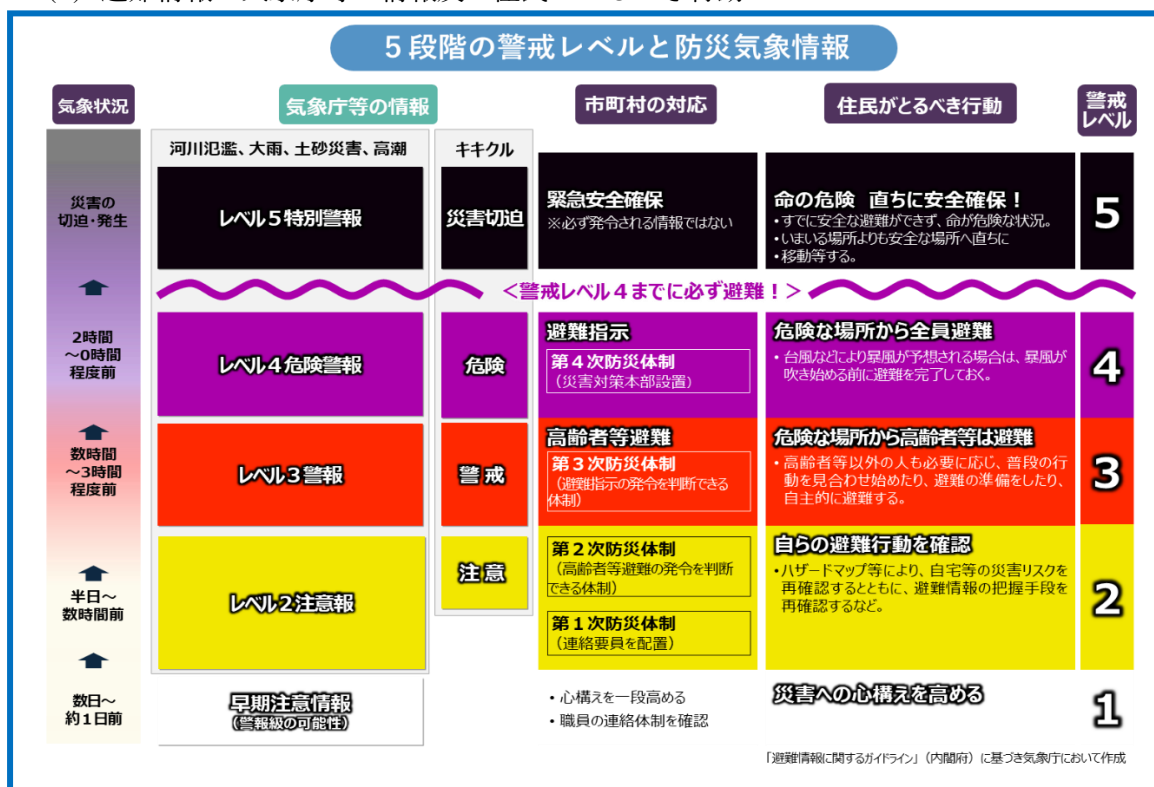
災害時について、市より避難状況及び被害状況等の報告を求めています。より情報共有の連絡が無かった場合でも、保育所等において随時情報収集に努め、適切な状況把握を行ってください。

## 11 その他

- (1) 施設長は、避難情報や気象情報を豊見城市公式ホームページやテレビ等で確認し、施設周辺の安全対策を講じてください。
- (2) 避難場所への移動時は、経路の安全確認を行い、必要に応じて避難先を変更してください。
- (3) 休園・避難の判断を行った場合は、事前・事後において対外的に説明が可能なように判断の根拠を用意するよう努めてください。

## 12 参考資料一覧

- (1) 避難情報と気象庁等の情報及び住民がとるべき行動



(2) 豊見城市公式ホームページ

<https://www.city.tomigusuku.lg.jp/index.html>



(3) 気象庁 土砂キキクル

土砂の危険度の状況が確認できます。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/zoom:8/lat:26.674459/lon:128.188477/colordepth:normal>



(4) 気象庁 浸水キキクル

浸水の危険度の状況が確認できます。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/zoom:8/lat:26.674459/lon:128.188477/colordepth:normal>



(5) 気象庁 洪水キキクル

洪水の危険度の状況が確認できます。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/zoom:8/lat:26.674459/lon:128.188477/colordepth:normal>



(6) 沖縄県河川情報システム

河川の水位が表やグラフ、映像で確認できます。メール配信サービスを設定することでプッシュ方式で情報を受け取ることができます。

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kaigankasen/1013058/1013060.html>



(7) 沖縄防災情報ポータル はいさい！防災で〜びる

豊見城市の注意報警報、災害対策本部関係、避難所運営、水位、道路、ライフラインなどの情報が確認できます。

<https://bousai-okinawa.my.salesforce-sites.com/>



(8) 豊見城市 WEB 版防災マップ

<https://www.city.tomigusuku.lg.jp/section/hazardmap/index.html>



(9) 豊見城市の警報・注意報のページ

[https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area\\_type=class20s&area\\_code=4721200](https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=4721200)

